

■ソフトウェア使用許諾契約書

リアルグラフィック株式会社（以下「当社」という）と本製品のご使用者（以下「お客様」という）は、本契約書とともにご提供する鬼影プロテクションプレカットソフト（以下「本ソフトウェア」という）について次のとおり合意します。

第1条（使用権及び使用できる地域）

1. お客様は1アカウントにつき1台のコンピュータにおいてのみ本ソフトウェアをインストールし、使用することができる。
2. お客様が本ソフトウェアを使用できる地域は、日本国内のみとする。

第2条（利用に関して）

1. お客様が以下のいずれかに該当することが判明した場合、当社は、その申込みを拒絶し、本ソフトウェアの利用を停止することができる。
 - ・ 申込みフォームに虚偽の内容を記入した場合
 - ・ 本契約に違反行為するがあった場合
 - ・ 当社の顧客に該当しないと判断した場合
 - ・ 本ソフトウェアの利用料金の未払い場合
 - ・ お客様が本ソフトウェアを利用することにより、本ソフトウェア提供に重大な支障をきたすと判断した場合
2. ログインID パスワードを送付後3日間は試用期間とし、試用期間終了後、利用料金の振り込みが当社で確認できた日を利用開始日とする。

第3条（料金等）

1. 本ソフトウェア利用料金および支払い条件は、別紙明細見積書等で提示する。
2. 試用期間終了後、利用を継続する場合は、1週間以内に利用料金の振り込みするものとする。

第4条（契約の終了に関して）

1. お客様は本契約の終了を希望する場合、その旨電子メールまたは電話により契約満了日までに届け出るものとする。当社はお客様からの本契約を終了する旨の連絡を受けた場合、お客様にその旨を電子メールにて通知することとし、契約の期間満了日をもって契約終了することとする。
2. 利用の如何に関わらず、残り契約期間分の返金はしないものとする。
3. 本契約終了後のデータ保持に関して当社は何ら関与しないものとする。また、当社はデータのバックアップ等の責任を一切負わないものとする。

第5条（複製の禁止）

1. 本ソフトウェア本体を複製、販売、譲渡、貸与することは一切できないものとする。
2. 当社が提供するカットデータ、カットしたフィルム及び型紙の著作権は当社に帰属します。お客様はそれらを複製、複写、販売、譲渡、貸与することはできず、お客様及びその従業員が施工、施工のための型紙の保管のみ可能とする。

第6条（譲渡、貸与等の禁止）

1. お客様は当社の書面による事前の承認なしに、第1条に規定する本ソフトウェアの使用権を、譲渡（売買、贈与、交換）または貸与等の方法で第三者に提供することを禁止とする。
2. 不特定多数の者によるアクセスが可能な電子掲示板やウェブサイトなどに本ソフトウェア及びカットデータをアップロードまたは掲示することを禁止とする。

第7条（賠償請求）

お客様が、本ソフトウェアやカットデータの複製又は譲渡、貸与等本契約に違反する行為を行った場合、当社はお客様に対し賠償を請求することができ、お客様は当該請求に直ちに応じなければならないものとする。

第8条（契約有効期間）

1. 本契約はお客様が本ソフトウェアをダウンロードしたときから効力を生ずるものとする。

第9条（データの管理）

1. 発行したアカウント及びパスワードの第三者への貸し出しを禁止とする。
2. 当社が発行したアカウント及びパスワードの管理はお客様が一切の責任を負うものとし、当社は、第三者のアカウント及びパスワードの不正使用等によりお客様に生じたすべての損害についての責任を負わないものとする。
3. サーバの障害などによってお客様のデータが消失しても、当社は一切の責任を負わないものとする。
4. 契約終了後はマイページに保存してあるデータは速やかに削除され、復元することはできないものとする。
5. マイページに保存してあるデータは当社に権利帰属される。

第10条（バージョンアップ）

1. 当社はお客様に予告なしに改良の為に本ソフトウェアの変更を行うことがある。
2. 当社は本ソフトウェアを改良した新しいバージョンのソフトウェア（以下「新バージョ

ン」という)をお客様に対して有償または無償で提供することができる。

3. バージョンアップの提供を受けたお客様は、本ソフトウェアの使用権その他の権利を失い、新バージョンについて新しい契約による権利を取得するものとする。

第11条 (免責)

1. 本ソフトウェアを利用したプロッタへの書き出しのご利用は、お客様ご自身の責任において行うものとする。

2. 本ソフトウェアに起因してお客様に生じたあらゆる損害について当社は一切の責任を負わないものとする。

3. 当社側環境により、ある程度の動作検証は行っているが、すべてのプロッタやPCの動作保証はしないものとする。

4. 本ソフトウェアは事実上または法律上の瑕疵(契約不適合。安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。)がないことを明示的にも黙示的にも保証していない。当社は、お客様に対して、かかる瑕疵を除去して本ソフトウェアを提供する義務を負わないものとする。

第12条 (本ソフトウェアの変更等の禁止)

お客様は、いかなる理由があっても本ソフトウェア及びカットデータの変更、改作を行うことはできない。(機能による編集データは除く)

第13条 (管轄裁判所)

お客様及び当社は本契約に関連して発生した紛争については神戸地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。

第14条 (本契約の変更)

1. 当社は、本契約を随時変更することができるものとします。

2. 当社は、前項の変更を行う場合、30日間の予告期間において、当社のウェブサイトにおける告知、書面、電子メールその他当社が適当と判断する方法により、変更後の本契約の内容を利用者に通知するものとします。

第15条 (契約期間終了)

契約期間終了後も、5条、6条、7条、12条は、効力を失わない。

以上

令和7年5月20日 制定